

第5章 発災時等における避難支援等について

1 基本的な考え方

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、市が、高齢者等避難情報、及び避難指示を発令する際に、避難支援団体及び避難支援等関係者は可能な範囲で、要支援者への情報の提供、避難行動支援及び安否確認等を実施する。

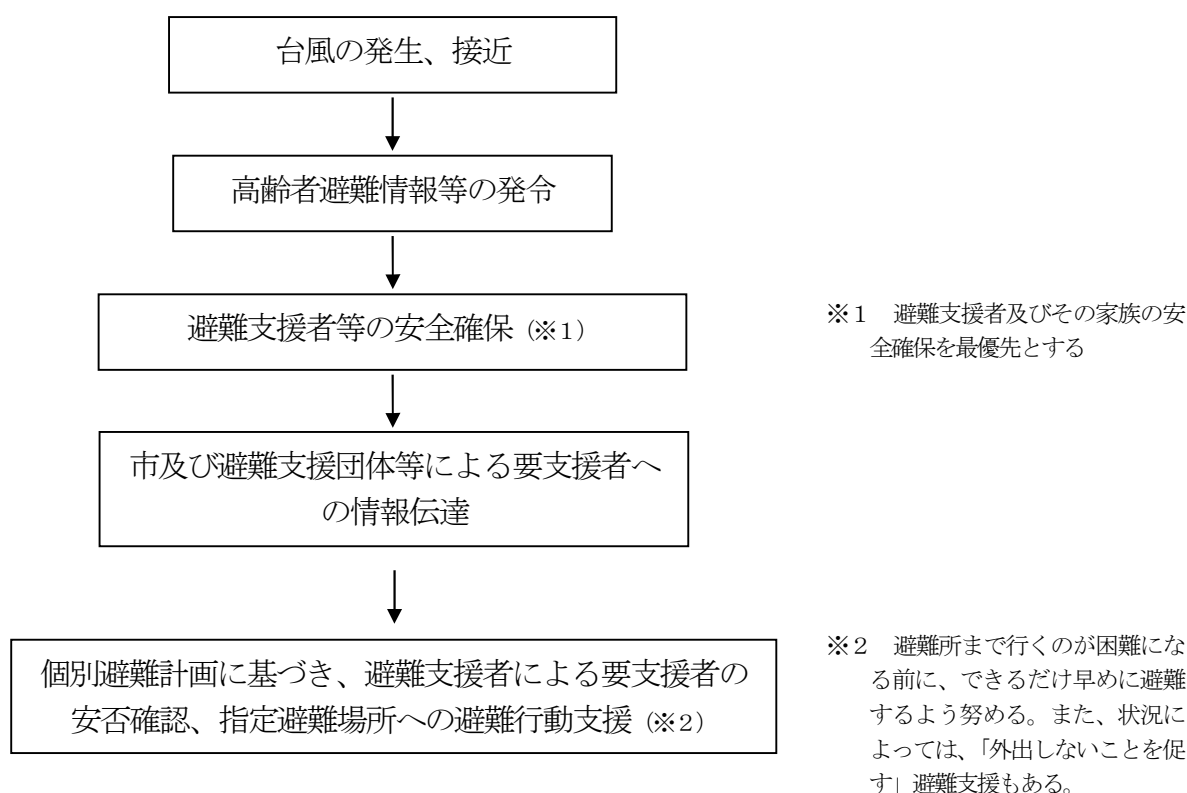
避難支援者及び避難支援等関係者は、同意者名簿等を活用し、平常時の取組による双方の関係性に基づき避難支援を行うものであり、発災時等に避難支援ができない場合、あるいは避難支援者による要支援者の避難行動支援中において、第三者が判断するうえで、避難支援者による明確な過失や故意の事故等による場合を除き、万一、要支援者が怪我等を負う事態が起こったとしても、避難支援者、避難支援団体等、もしくは市に責任が伴うものではない。

特に、大規模災害発生時には、まずは要支援者本人や家族の自助による主体的な避難行動や避難支援が前提であり、避難支援等関係者による避難支援は、避難支援者自身、またはその家族等の安全を確保したうえで行われるものとする。

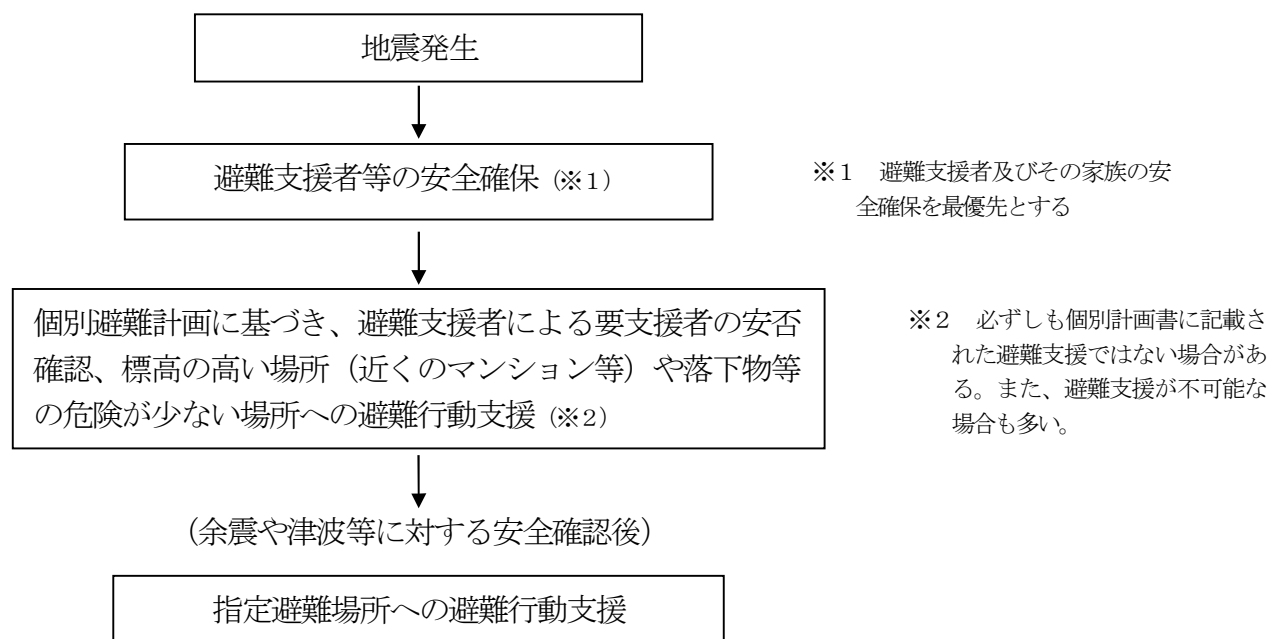
2 避難支援者による要支援者への情報伝達、避難行動支援及び安否確認

(1) 避難支援者等が行う発災時の行動イメージ

ア 大雨、台風等の風水害



イ 地震や津波災害等、避難の時間的余裕がない災害



3 避難行動要支援者対策チーム

市は、災害警戒本部及び災害対策本部の設置に併せて、福祉保健部関係部署で構成する「避難行動要支援者対策チーム」を設置し、避難支援等関係者からの問い合わせへの対応や要支援者の避難状況等を把握し、地域による避難支援が困難な場合等について、関係部局と協力して、主に要支援者の安全確保にあたることとする。

4 発災後の報告

避難支援団体等は、災害時に行った避難支援やその他関係する取組、課題等について市に報告するものとし、市は、市内全域の避難支援団体等からの報告を取りまとめ、必要に応じて制度を見直し、改善することとする。